

## 地域保育所の保育料について

### ● 地域保育所について

#### ○ 地域保育所とは

農山村地域において、子どもに必要な保育を行い福祉の増進を図ることを目的として、旭川市が設置した10施設を地域保育所と称しています。

北海道知事の認可を受けた一般財団法人旭川保育協会が、旭川市から指定管理者として指定を受けて管理運営をおこない、旭川市における保育行政の一端を担っています。

#### ○ 入所できる児童は

入所年度4月1日現在で、就学前の3歳以上の児童を対象としています。2歳児については、各地域保育所にご相談ください。

#### ○ 保育時間について

午前8時から午後5時30分までお預かりします。

### ● 保育料の算定方法について

○ 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

【4月】	【8月】	【9月】	【3月】
前年度市町村民税に基づく保育料	今年度市町村民税に基づく保育料		

- ・ 前年度市町村民税: 前々年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。
- ・ 今年度市町村民税: 前年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

○ 保育料は、主に保護者の市町村民税の所得割額を合計し決定しますが、保護者と同居している扶養義務者(子供から見た民法上の扶養義務者であって、家計の主宰者である者をいいます)の市町村民税の所得割額との合計で決定する場合があります。

#### ※ 市町村民税所得割額について

市町村民税とは、各市町村に住む一定の所得がある個人にかかる税金で、均等の額を納める均等割額と、所得金額に応じて納める所得割額から構成されています。

- ・ 所得割額 → 前年中の所得の額に応じて負担するもの
- ・ 均等割額 → 市町村民全員に均等に負担していただくもの(一定の所得以下はかからない場合有)

● 地域保育所保育料表

世帯の階層区分		保育料額
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法による被支援世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	1,200円 ( 0円)
C1 C2 C3 C4 C5 C6 C7 C8 C9 C10 C11 C12 C13	A階層・B階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 4,300円 (1,070円)
		48,600円以上 53,000円未満 6,200円 (1,550円)
		53,000円以上 69,000円未満 8,500円 (2,120円)
		69,000円以上 87,000円未満 11,100円 (2,770円)
		87,000円以上 105,000円未満 14,100円 (3,520円)
		105,000円以上 123,000円未満 18,000円 (4,500円)
		123,000円以上 140,000円未満 20,100円 (5,020円)
		140,000円以上 163,000円未満 22,200円 (5,550円)
		163,000円以上 193,500円未満 24,400円 (6,100円)
		193,500円以上 254,000円未満 25,200円 (6,300円)
		254,000円以上 360,000円未満 25,900円 (6,470円)
		360,000円以上 415,000円未満 26,700円 (6,670円)
		415,000円以上 27,600円 (6,900円)

● 多子軽減 ●  
Bランク又はC1～C3ランク(所得割57,700円未満)であって、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません)が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は( )内の額、第3子目以降は0円になります。

● ひとり親世帯等への軽減 ●  
ひとり親世帯や障害者手帳等を有する者がいる世帯であれば、Bランクの場合保育料は0円、C1～C4ランク(所得割77,101円未満)であれば1,200円になります。  
また、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません)が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料は0円になります。

● 多子軽減 ●  
保護者と同一世帯に小学生就学前の地域保育所や認可保育所等を利用している子どもが2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は( )内の額、第3子目以降は0円になります。

○ 所得割額57,700円未満の多子軽減、ひとり親世帯等への軽減措置は、3歳児以上及び家庭において必要な保育を受けることが困難である3歳未満児が対象です。家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定される条件は3ページの通りです。認定にあたっては、5ページ記載の書類を提出していただきます。

(家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定される条件)

(1) 月60時間以上就労することを常態としていること。
(2) 妊娠中又は出産後間もないこと(認定の有効期限は概ね産前6週間から産後8週間)。
(3) 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること。
(4) 月60時間以上親族等を常時介護又は看護していること。
(5) 月60時間以上就学・職業訓練をしていること。
(6) 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっていること。
(7) その他理事長が必要と認めた事情があること。

## ● 月の途中で入所又は退所した場合の保育料について

○ 月の途中で入所又は退所した場合は、日割り計算します。

$$\text{計算式} = \text{保育料} \times \{ \text{在籍日数} (25日を超えるときは25日) / 25日 \}$$

※在籍日数から日曜、祝日は除く

## ● 保育料決定の為の必要書類と市町村民税所得割額の確認方法について

○ 保育料は次の①～③のいずれかの書類の太枠部分に記載されている所得割額を確認し、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で決定します。また、札幌市等の政令指定都市から転入された方については、政令指定都市以外の自治体と同様の計算方法にて割り出された所得割額の金額を使用して保育料を決定します。

なお、原則として①または②の書類の写しを提出(兄弟入所時は世帯で一部で構いません)していただき、お持ちでない場合は③を提出してください。

例) 「市民税所得割額」70,000円 + 「住宅借入金等特別控除税額控除」市民税分の控除額15,000円  
 = 合計 85,000円 → **保育料認定に使用する所得割額**

### ① 「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

会社・官公庁に勤務し、給与から住民税が差し引かれている場合に、課税年度の5・6月頃に勤務先から配付される通知書です。

年度 給与所得等に係る市町村民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書										
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分			課税所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	土地株式等の配当等
	給与所得(両社会員課税対象)	専業主婦	小規模企業共済	その他						
所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	障害・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養
	(確定)									
<b>住宅借入金等特別税額控除等は、市民税15,000円、道民税9,000円です。</b> 調整控除など他の税額控除額と合計し、本通知の「税額控除額⑤」欄に記載しています。										
税	税額控除前所得割額④	納付額								
	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩
額	既納付額⑪	差引前付額⑫(⑧-⑩)	変更前税額⑬	増減額⑭(⑬-⑫)	変更月	月	6月分	7月分	8月分	9月分
							10月分	11月分	12月分	1月分
							2月分	3月分	4月分	5月分



※ 下記の書類は対象の方のみ必要です。

- 生活保護世帯であることを確認するための書類
  - ① 生活保護受給証明書(原本)
- 保育料軽減に係る書類
  - ① 認可保育所等を利用している子どもがいることを確認できる書類(多子軽減時)
  - ② ひとり親世帯等医療費受給者証の写し(ひとり親世帯等の軽減時)
  - ③ 身体障害者手帳等の写し(ひとり親世帯等の軽減時)
  - ④ 家庭において必要な保育を受けることが困難であることが確認できる書類(3歳未満児の軽減時)

保護者等の状況	必要な書類	証明者又は記入者
会社勤めの方 (会社員・パート・アルバイト等)	雇用証明書【配布】	勤務先
事業を営んでいる方	自営業証明(確認)書【配布】 ※自営業を営んでいることを証明する書類の添付が必要。	施設長
内職をされている方	内職証明書【配布】	取引先又は施設長
学校・職業訓練所等に通っている方	通学申立書【配布】 在学証明書	通学申立書→本人 在学証明書→学校・職業訓練所等
御自身が病気の方	病気・出産申立書【配布】 診断書等 ※診断書には、病名の他に、「自宅保育が困難」とする医師の証明が必要。	病気・出産申立書→本人 診断書等→医療機関等
病気の親族等を看護(介護)している方	病気看護(介護)申立書【配布】 診断書等	病気看護(介護)申立書→本人 診断書等→医療機関等
妊娠・出産の方		
①会社勤めの方	産前産後休暇取得証明書【配布】	勤務先
②それ以外の方	病気・出産申立書【配布】 診断書又は母子手帳等	病気・出産申立書→本人 診断書→医療機関 母子手帳等→本人

● **幼児教育・保育の無償化について**

- 令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されました。地域保育所では、保育の必要性のある4月1日時点で3歳未満の住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が月額42,000円まで、保育の必要性のある4月1日時点で3歳から5歳までの子どもたちの保育料が月額37,000円まで無償化されます。
  - 無償化対象金額の範囲内であれば、複数サービス(一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業等)との併用が可能です。
  - 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村に必要書類を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。旭川市にお住まいの方は、通われる地域保育所を経由しての申請となりますが、旭川市以外にお住まいの方は居住する市町村にご確認ください。
  - 無償化手続きのご案内や「保育の必要性の認定」に係る書類は各地域保育所で配布いたしますので、詳細はご確認ください。
- ※ 保育の無償化についてのお問い合わせは、旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係(25-9844)までお願いします。

## ● お問い合わせについて

ご不明な点がございましたら、一般財団法人旭川保育協会にお問い合わせください。

● 一般財団法人旭川保育協会 TEL：22-9116